

元国際第1076号

関税割当公表第44号

令和2年度のペルー産とうもろこしの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（以下「協定」という。）に基づく割当ての対象となるとうもろこし（以下「ペルー産とうもろこし」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和2年2月17日

農林水産省

記

第1 割当対象物品の用途、用途別の割当数量及び通関期限

1 割当対象物品の用途

- ペルー産とうもろこし（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1005.90号の2に掲げる物品のうち次の用途に供するもの）
- (1) 菓子の製造用のもの（以下「菓子用」という。）
 - (2) アルコールを含有しない飲料の製造用のもの（以下「飲料用」という。）

2 割当数量

- (1) 菓子用 6,500トン
- (2) 飲料用 4,000トン

3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省食料産業局食品製造課

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(4)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 令和2年3月10日（火）から同年3月16日（月）まで
- (2) 令和2年6月23日（火）から同年6月29日（月）まで
- (3) 令和2年10月6日（火）から同年10月12日（月）まで
- (4) 令和3年1月19日（火）から同年1月25日（月）まで

なお、(2)から(4)までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ウェブサイト（http://www.maff.go.jp/kokusai/boueki/triff/t_per/index.html）に掲載する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

1 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して菓子

を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたペルー産とうもろこしを菓子の原料として使用することが確実と認められる者

2 飲料用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して飲料を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたペルー産とうもろこしを飲料の原料として使用することが確実と認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類等

- 1 令和元年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）
- 2 令和元年度における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）
- 3 令和2年度におけるペルー産とうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）
- 4 法人の登記事項証明書（個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））
- 5 下記の書類又は資料
 - (1) 工場名及びその所在地を記載した書類
 - (2) 工場配置図（縮尺：千分の一）
 - (3) 製品名
 - (4) 工場行程見取図
 - (5) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
 - (6) 主要機械の機能別表（別記様式6）
- 6 第1の用途に従って割当てを受けたペルー産とうもろこしを当該割当てを受けた用途のみに使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書ただし、令和元年度における割当実績を有する者であって、申請時点に

において 4 又は 5 の書類の内容に変更のないものは、4 又は 5 の書類の添付を必要としない。

第 7 割当基準

令和元年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び令和 2 年度における使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第 8 関税割当証明書の交付及び停止

1 農林水産大臣は、協定附属書 1 第 2 編第 2 節 日本国の表に掲げる規定（注）に基づき、関税割当申請書及びその他の添付書類等の審査により、ペルー産とうもろこしを菓子用又は飲料用の原料として使用することが確実と認められる場合に限り、関税割当証明書を交付するものとする。

（注）菓子用に係る規定：日本国政府が関税割当の証明書において菓子の製造用のものである旨を証明したものに限る。

飲料用に係る規定：日本国政府が関税割当の証明書においてアルコールを含有しない飲料の製造用のものである旨を証明したものに限る。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当に関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当に関する書類）をしたとき。

第 9 報告等

- 1 割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）の定めるところにより、ペルー産とうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売（消費）実績等を食料産業局長に報告するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類等の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。）によるものとする。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。
- 4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないもの

とする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。